

2 0 1 7 年（平成 2 9 年）1 1 月 9 日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

個人の市民税及び県民税の賦課に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について（答申）

2 0 1 7 年（平成 2 9 年）1 0 月 2 6 日付けで諮問（第 8 9 3 号）された個人の市民税及び県民税の賦課に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成 1 5 年藤沢市条例第 7 号。以下「条例」という。)第 1 2 条第 2 項第 4 号の規定による目的外に提供する必要性は認められない。
- (2) 条例第 1 2 条第 5 項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由及び条例第 1 8 条の規定によるコンピュータ処理を行う必要性については、判断する必要がない。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり、個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 2 5 年 5 月 3 1 日）が施行され、平成 2 7 年 1 0 月 2 日付け総務省自治税務局各課長連名通知「地方税分野における個人番号の利用について」により、給与所得に係る特別徴収税額の決定・変更通知（特別徴収義務者用）に個人番号を付すよう示された。

その後、地方税法施行規則第 2 条第 3 号様式が改正（平成 2 7 年 1 0 月 2 9 日施行）され、給与所得に係る特別徴収税額の決定・変更通知に個人番号の記載欄が設けられ、備考欄に「個人番号を記載すること」と明記された。

その後、「平成 2 9 年度分以降の個人住民税に係る特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）の送付に関する留意事項について」（平成 2 9 年 3 月 2

日通知)の技術的な助言より、通知書の送付に係る留意点として、「市区町村は番号法第12条に基づき、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他個人番号の適切な管理のため、必要な措置を講じること」と通知された。

上記の、国が示す、特別徴収税額決定・変更通知書に個人番号を記載する場合、番号法第12条の必要な措置を講じること及び技術的な助言を踏まえると、特別徴収税額決定・変更通知書は書留郵便等による送付が適当と思われるが、特別徴収税額決定・変更通知書は、地方税法321条の4第2項の規定に基づき、5月末までに特別徴収納税義務者へ送達しなければならない。

書留郵便等で送付すると郵便局の発送に時間がかかり、5月末までの送達が難しいことから、個人番号を記載しての特別徴収税額決定・変更通知書発送は難しい状況にある。また、税額変更に伴う変更通知も毎月送付しており、その通知の送達が遅れると事業主の給与事務にも影響を及ぼす。

そこで、特別徴収税額決定・変更通知書には個人番号を付さず、例年どおり普通郵便で送付し、これとは別に、同じ第3号様式で個人番号を記載した通知書を普通郵便で特別徴収義務者(事業主)へ送付したいと考えている。

送付時期としては、特別徴収義務者(事業主)が年末調整や給与支払報告書等の給与事務を行うのが11月頃と想定されるため、その事務を行う前の8月頃が目処となる。

また、特別徴収義務者に通知するにあたり、特別徴収税額決定・変更通知書作成に大量の処理が必要とされ、手作業で行うことは困難であり、事務処理についてはコンピュータによる処理を行うことから、目的外に個人情報を提供すること及び本人通知の省略並びにコンピュータ処理を行うことについて、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮り意見を求めるものである。

なお、本市の平成29年度特別徴収税額決定・変更通知書については、事務手続きが間に合わないことや個人番号の適切な管理について検討するため、個人番号を付さずに普通郵便で送付した。

(2) 個人情報を目的外に提供する必要性について

ア 住民税の特別徴収税額決定・変更通知書に個人番号を記載することにより、特別徴収義務者と市区町村との間で、正確な個人番号が共有されることとなり、住民税の税務手続きを通じて、番号法が目的とする公平・公正な課税や事務の効率化につながるためである。

イ 目的外に提供する個人情報

特別徴収義務者の名称、住所、指定番号(藤沢市で管理する法人を特定する番号)、宛名番号(指定番号別年度別に従業員に振られる番号)、受給者番号(事業主が管理している番号)、個人番号

(3) 個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

市民税課が管理する特別徴収義務者は、約33,000社(納税義務者は約158,000人)の情報となるが、通知すべき相手が多数で、通知する費用や事務量が過分に必要となり、本市の事務処理に著しい支障が生じることから、個別の通知は省略したい。なお、目的外に提供することについて、あらかじめ広報等で周知を図る。

(4) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理の内容

個人市県民税が課せられている者のうち、特別徴収で支払う納税義務者は約158,000人、通知先となる特別徴収義務者は約33,000社に上るが、その事業主への通知作成及び封入・発送については膨大な事務となるため、専門業者に委託したいと考える。通知には特別徴収義務者の名称、住所、指定番号、宛名番号、受給者番号、個人番号のみで納税義務者の氏名、住所、生年月日等は記載しないため普通郵便としたい。処理方法は、特別徴収で支払う納税義務者のデータの作成をIT推進課に依頼し、税システムから抽出する。そのデータを専門業者に引き渡し、印字、封入する。

イ コンピュータ処理をする必要性

対象となる特別徴収義務者は、約33,000社（納税義務者は、約158,000人）に上ると想定される。このため、手作業によって通知書を作成することは不可能であり、コンピュータにより処理したい。

ウ コンピュータ処理をする個人情報の項目

(2)イと同じ。

エ 安全対策及び日常的な処理体制

(ア) 市民税課での安全対策について

税システムからの情報の抽出をIT推進課に依頼し、データを磁気テープに保存する。受託業者への磁気テープの受渡しについては、日時及び受け渡す社員の氏名を事前に確認しておき、双方複数人で行う。また、その際には受渡し簿を作成し、双方で確認する。

(イ) 受託業者に求める安全対策について

- a プライバシーマーク及びISMS又はこれと同等と市が認める資格を取得していること。
- b 作業場所が機械警備・監視カメラ・有人監視・IDカードの導入等によるセキュリティ管理がなされていること。
- c サーバーを管理している保管施設への入退室は関係職員のみ限定し、入退室の状況を記録すること。
- d 業務責任者及び従事者についての名簿を提出すること。
- e 作業現場への職員の立会いが可能であること。さらに緊急時や確認が必要なときに、藤沢市役所から120km以内で移動可能な場所に作業場所を設置すること。
- f やむを得ず紙に出力したデータについては、作業室内でシュレッダーなどにより確実に速やかに廃棄すること。
- g データの受渡しについては、日時及び受け渡す社員の氏名を事前に連絡しておき、受渡しの際は、受渡し簿を作成し双方で確認する。また、磁気テープは施錠できるケース等に収納して運搬し、運搬車両はコンテナ積載型、ワゴンタイプ等積み荷に対して施錠管理のできるものを使用する。
- h 通知書を運搬する際は容器に収納し、事故等の際にも散乱しないよ

う、措置を講じること。

i 業務委託後は速やかにデータを消去し、記録媒体等があるときは、専用ソフトでデータ消去し、完全に復元できないようにするか、シュレッダーなどにより、データを復元できないように処理をして廃棄すること。また、その際は廃棄証明書を提出すること。

j 提供する情報については、市の許諾なくして複写又は複製しないこと。

k 関係職員については個人情報に関する必要な研修及び指導を行うとともに、個人情報管理が適正に行われているか点検を行うこと。

l 守秘義務違反に関する責任の所在を明確にするとともに、業務従事者に周知徹底すること。

m 取り扱う全ての情報に対して、不正な持ち出し、改ざん、破壊、紛失、漏えいなどが行われないよう管理を徹底すること。

以上、個人情報を取り扱う場合については、条例、藤沢市情報セキュリティポリシー〈基本方針〉、藤沢市コンピューターシステム管理運営規程及びデータの保護及び秘密の保持等に関する仕様書を遵守し、個人情報の保護及び安全の確保に努める。

(5) 実施時期

2019年（平成30年）度課税分から

(6) 添付書類

ア 資料1（P1）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律【逐条解説】（内閣府大臣官房番号制度担当室）

イ 資料2（P8）地方税分野における個人番号・法人番号の利用について（技術的な助言）（平成27年10月2日付け 総務省自治税務局市町村税課）

ウ 資料3（P14） 総務省令第91号（平成27年10月29日施行）

エ 資料4（P17）平成29年度分以降の個人住民税に係る特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）の送付に関する留意事項について（通知）平成29年3月2日付け

オ 資料5（P21）地方税法（第43条、第321条の4第2項 抜粋）

カ 資料6（P24）地方税法施行規則（第2条 抜粋）及び第3号様式

キ 資料7（P26）平成29年2月定例会 陳情28第32号「平成29年度からの特別徴収額の決定・変更通知書に受給者の個人番号を記載する件についての陳情」 神奈川県保険医協会

ク 資料8（P29）特別徴収義務者宛の通知書から個人番号記載欄を除去すること等を求める意見書（日本弁護士連合会 平成29年4月13日 提出先：総務大臣，指定都市市長会，全国市長会，全国町村会及び政令指定都市市長，特別区長会）

ケ 資料9（P33）経済同友会から行政手続部会（内閣府）への提出資料

コ 資料10（P37）給与所得に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）藤沢市様式の原本

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 個人情報をも目的外に提供する必要性について

実施機関の説明によれば、特別徴収義務者の名称、住所、指定番号、宛名番号、受給者番号、個人番号のみで納税義務者の氏名、住所、生年月日等は記載しないため、個人の特定期に即座につながらないことから普通郵便にて送付することだが、個人番号それ自体が特に厳重な取扱いを必要とする個人情報であり、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止等必要な措置が講じられているとは言えないこと、また、特別徴収義務者についても、個人番号を記載した通知の取扱いに係る必要な措置が未だ講じられているとは必ずしも言い難い状況と思われることから、個人番号を記載した通知書を特別徴収義務者に送付することは、時期尚早である。

以上のことから、個人情報を目的外に提供する必要性は認められない。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由及びコンピュータ処理を行う必要性については、判断する必要がない。

以 上